ONE for ONE TIMES
Free ¥0-
発行：一人一票実現国民会議サポーター　https://www2.ippyo.org　Saturday. Jan. 16. 2021. extra

2020年大法廷判決は留保付き合憲

同判決を受け、次回参院選（2022年）に向けて、抜本的見直し案（ブロック制等）の議論が始まります！

2020年大法廷判決は、平成30年改正の取組は不十分であると明確に指摘。
最終的には、『選挙制度の抜本的見直しは実現されるべきである』旨再度確認しました。

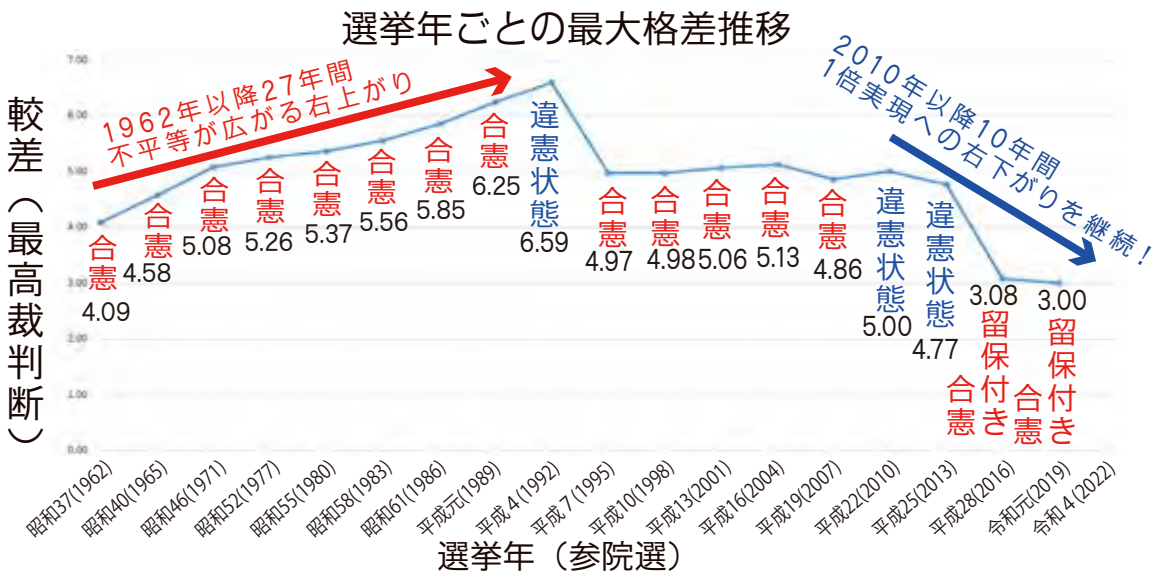

▲2020.11.18　参院選判決後　最高裁判所前

一人一票実現へ
大きく前進した2020年最高裁大法廷判決（参）

【留保付き合憲判決である　平成30年改正の取組は不十分であり、参院選でも、衆院選と同様、投票価値の平等に向けての制度改革の必要性を再度指摘】

昨年（2020年）11月18日に言渡しのあった１人１票裁判（2019参）最高裁大法廷判決（「2020年判決」）は、「参議院議員選挙については直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難く、・・（略）・・立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているところ、上記のような平成30年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえない。」(2020年判決12～13頁)(強調:引用者)と述べ、平成30年改正の取組が不十分であり、「本件選挙（２合区・１票の最大較差３倍）の仕組みは是正されるべきである」との立場であると解されます。

さらに、同判決は、
「参議院選挙制度の改革に際しては、憲法が採用している二院制の仕組みなどから導かれる参議院が果たすべき役割等も踏まえる必要があるなど、事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑みれば、その実現は漸進的にならざるを得ない面がある。そうすると、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできない。

以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできない。」(2020年判決13頁)(強調:引用者)

と述べ、最終的には、『選挙制度の抜本的見直しは実現されるべきである』が、改革の実現は漸進的にならざるを得ない面があること、較差の是正を志向する姿勢は失われていないことを考慮して、違憲状態とはいえないと判断しました。

2020年判決は、最高裁が、国会に向けて、選挙制度の抜本的見直しをしなければならないとのメッセージを再度発した、留保付き合憲判決と解されます。

【政治不信の高まりと選挙制度改革の実現】

衆院小選挙区の導入となった平成６年大改正の時は、昭和63年のリクルート事件以後、国民の政治不信が非常に高まった時期でした。国会は、政治への信頼回復が必須と捉え改革を始めますが、遅遅として進まず。平成５年には参院選の選挙無効裁判で大阪高裁が初の違憲判決(最大較差・6.59倍)を出していました。そして改革を始めた約６年後、ついに、平成6年改正法が成立しました。

昨今の日本も、行政の公正性や国会軽視など、一強政治の弊害が極まっていると言えます。また、世界に目を転じれば、昨年の新型感染症の流行、地球温暖化、経済格差の拡大など、世界規模で取り組まなければ解決できない非常に深刻な政策課題が山積しています。日本も、他国に立ち遅れることなく、自国の立場を世界に向けて表明し積極的にこれらの問題解決にあたっていくことになります。そして、その自国の立場の方向性は、主権者である国民が、正当に選挙された国会における代表者を通じて多数決によって決定されることが憲法の要請であり、そのためには、国会議員の多数決による立法(すなわち、国家権力の行使)が民主的正統性をもつ統治の仕組み(換言すれば、国民の多数が国会議員の多数を選ぶことを保障する人口比例選挙)の実現が必須になります。

昨年の新型感染症の流行で、今年も多くの国民にとって、厳しい一年になると思われ、経済、医療をはじめ国のあらゆる政策が迅速かつ的確に遂行されることが求められます。そして、これらの国会議員に多数決によって決定される国の政策が、国民の多数意見に反することのないよう、国民の多数意見が国会議員の多数意見と一致する人口比例選挙の一日も早い実現が何よりも必要になります。

国家権力は、昨日も、今日も、明日も、明後日も行使されます。

その国家権力の行使の民主的正統性の拠り所が１人１票選挙です。

【抜本的改革案の議論が始まります！】

2020年判決を受けて、昨年12月2日、与野党各会派は、1月18日召集予定の通常国会で協議会を設け、格差是正に向けて議論を進めることで大筋合意しました。いよいよ、抜本的改革案の具体的な議論が始まります！　（次頁に続く）

一人一票実現国民会議
公式ホームページ
https://www2.ippyo.org/

一人一票実現国民会議公式アカウント
@hitori_ippyo

一人一票実現しよう！
サポーターによる応援アカウント
http://www.facebook.com/hitori.ippyo

国会では既に選択肢は２つ(複数合区案／ブロック案)に絞られている

【最高裁が仕組み自体の見直しに初めて言及したのは平成18年(2006)大法廷判決】

最高裁が選挙制度の仕組み自体の見直しの検討を初めて国会に求めたのは平成18年大法廷判決です。その後、最高裁は、平成21(2009)年大法廷判決で、更に強い表現で、「国会において、速やかに、**投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討**が行われることが望まれる。」と判示しました。

平成21(2009)年判決の２年後(2011年)、西岡参院議長(当時)は、**9ブロック制**の試案をたたき台として、各会派に示しました。

その後、2014年には、**公明党、日本維新の会、社民党**が、独自の**ブロック制**の試案を委員会に提出しました。共産党は西岡案(９ブロック)を議論の基本とすることを提示しています。

【各会派が示す具体的改革案での最大較差】

参議院選挙制度改革に関する報告書(平成26年12月26日付選挙制度協議会報告書、平成30年5月7日付参議院改革協議会報告書)によれば、各会派はこれまでの委員会で既に具体的な改革案を提出済であり、その選択肢は、ブロック制または複数合区の２つに絞られています。

各会派の具体案の内訳は、公明、維新、共産、社民がブロック制、民主(2014年)案は合区(22府県・11合区)です。

また、各案での１票の(最大)較差は、公明党案(１対1.131)、日本維新案(１対1.151)、社民案(１対1.433)、共産党案(西岡案：１対1.066)、民主党案(１対1.891)と、いずれも**２倍を下回り**ました。

他方、平成26年報告書9頁の記載によれば、自民党だけが、「２倍を超える投票価値の最大較差が最高裁判決に則り許容の範囲内であると考えるか」との問いに対し、許容されるのとの見解を示し、(自民以外の各会派は、全て「×」(許容されない)との見解を示す。)、自民党案だけが、依然として**３倍の較差を超える**２県１合区案(１対3.32)を提示しています。

【衆院(アダムズ方式)に劣後しない制度設計】

衆院(小選挙区)では、一足先に2016年改正法が成立し、2022年以降の選挙から**アダムズ方式**(人口比例配分の一つ)による定数配分で衆院選挙(小選挙区)が行われます。同方式での１票の不平等は、最大で**1.621倍**(小選挙区)で、人口の48.3%が国会議員の過半数を選びます。なお、人口比例選挙(１人１票)では、人口の50%が衆院議員の50%を選びます。

衆院(小選挙区)のアダムズ方式自体も、憲法上さらなる改善が要求されますが、参院(選挙区)では、まずは、同方式採用の下の投票価値較差(1.621倍)に劣後しないような定数配分をすることが求められます。

【選択肢は２つ　合区を進めるか　ブロック制か】

今回の裁判で被上告人(国)側が答弁したとおり、合区制は反対が多いことを鑑みると、今後、合区を増やしていくことで合意に至ることは現実的ではなく、そうなると、既に各会派が具体的に試算を示した**ブロック制が唯一の現実的な「抜本的見直し」案**になると思われます。

ブロック制であれば、９ブロックでも11ブロックでも、１票の(最大)較差は１対1.132程度の範囲内になると予想されます。これは、実務上の人口比例選挙と言えます。

現在では、下記「ブロック制での全国１票価値マップ」(左)が示す、**９ブロックの西岡議長案**(最大較差：１対1.066倍)が最善の区割り案となります。

【今国会で必ず結論を】

最高裁が国会に向けて仕組みの見直しの検討を強い表現で示した2009年判決から既に11年が経過しています。いくら、最高裁が、改革の漸進性を許容すると言っても、最高裁は、国会議員が制度(票田)を変えたくないから合意しないことを許容しているわけではありません。投票価値の著しい不平等が相当期間継続し、国会がその是正になんらの措置を講じないことが国会の裁量権の限度を超えると判断される場合は、最高裁は、憲法に違反すると判断する、と判示しているからです(昭和58年判決(参)６頁の判旨を参照)。

11年間は、相当長い期間と言わざるを得ません。国会は、鉄槌が下される前に、これまでの検討を踏まえて、今国会で**必ず結論を得る**よう強く望みます。

	自民	脇前座長案	民主	公明	維新	共産	社民
平成26年報告書（注1）	都道府県選挙区（合区含む）（1対3.32） ＋全国比例 更に、近い将来の憲法改正	都道府県選挙区（10合区）（1対2.48） ＋全国比例	都道府県選挙区（11合区含む）（定数144）（1対1.891） ＋全国比例	11ブロック制（定数200）（1対1.132）	11ブロック制（定数132）（1対1.136） ＋全国比例	11ブロック制比例 （西岡案・9ブロック制）（1対1.066）をたたき台	11ブロック制（定数146）（1対1.433） ＋全国比例
最大較差2.4倍程度が許されるかについての各会派の見解（注2）	○ 許される		× 許されない	× 許されない	× 許されない	× 許されない	× 許されない
			立憲				
平成30年報告書（注3）	都道府県選挙区 ＋全国比例 ＋憲法改正		①合区 ②ブロック制 ＋全国比例	11ブロック制（定数242）（1対1.131）	11ブロック制（定数132）（1対1.151） ＋全国比例	ブロック制比例 （西岡案・9ブロック制）（1対1.066）をたたき台	
会派：議員数（注4）	自民・国民の声：144		立憲民主・社民：44	公明党：28	日本維新の会：16	日本共産党：13	

（注1）平成26年12月26日付選挙制度協議会報告書　（注2）H26/6/26付たたき台で示された最大較差（試算による較差約2.4倍。理論的較差2.66倍）は許容される範囲内と考えるか、についての各会派の見解
（注3）平成30年5月7日付参議院改革協議会報告書　（注4）会派別所属議員数一覧令和2年12月15日現在　https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/203/giinsu.htm

ブロック制での全国１票価値マップ

【9ブロック制(2011年西岡議長案)】
1票の最大較差：1.066倍
（2019年参院有権者数・改選124）

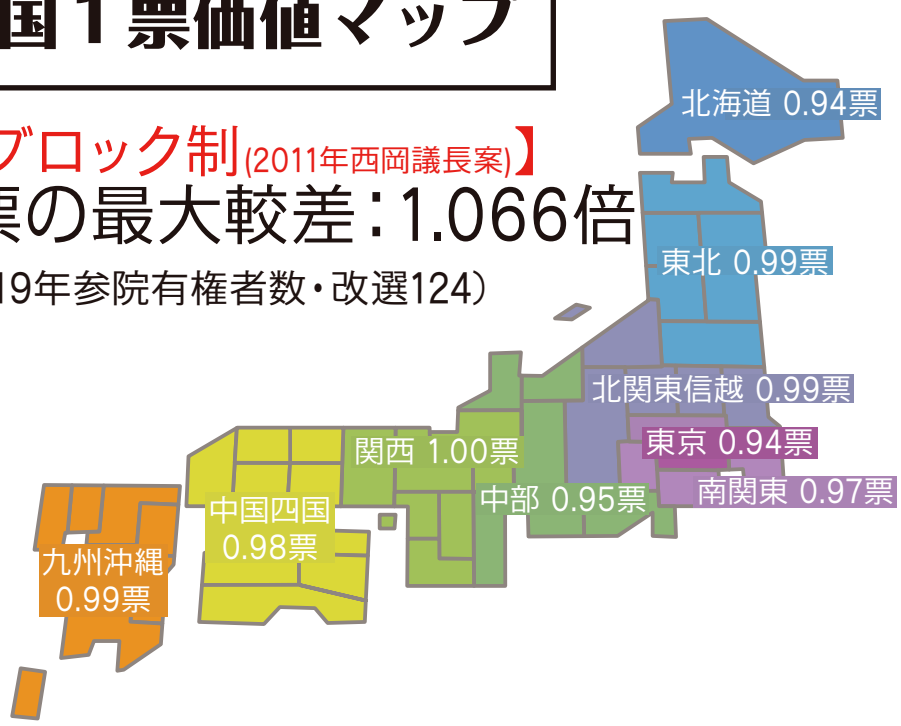

【11ブロック制(公明党案)】
1票の最大較差：1.131倍
（平成27年人口・定数242）

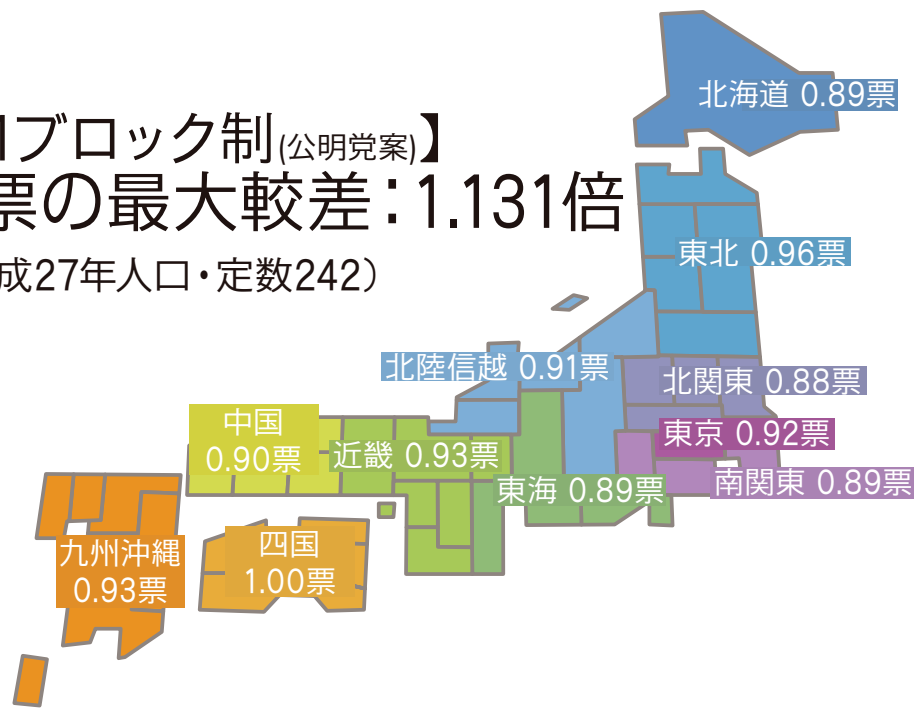

9年でここまで進んだ１人１票運動　2009年は、１人0.21票(参)

そして、2021年、ブロック制（前頁下のマップを参照）を進めることで、１人１票実現がいよいよ目前です。
民主主義の基本は１人１票です。市民の草の根運動なくして民主主義は成り立ちません。
引き続き、草の根運動で、情報拡散をしてまいりましょう。

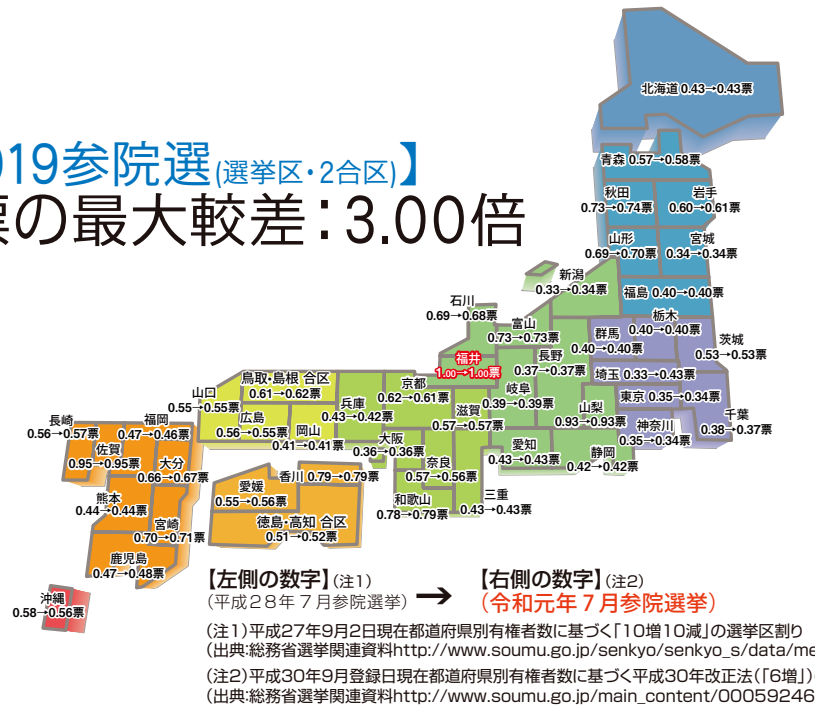

改革迫る主要各紙の社説

2020年大法廷判決(参)について主要各紙の社説は、概ね、国会に対し、３倍の格差を放置することなく抜本的な改革を迫るものでした。以下、抜粋してご紹介します。

【（日経新聞）「参院選の合憲判断に甘えるな」2020/11/18】
「近年の司法判断を踏まえ、与野党には「衆院は2倍、参院は3倍程度の格差なら許される」との相場観がある。**そもそも投票価値の平等は「何倍まで」と線引きすべきではなく、格差を少しでも縮小する不断の努力が求められる。**(略)今回の「合憲」判断は、政治の怠慢への免罪符ではない。与野党は衆参両院の役割分担や選挙制度の**抜本改革の議論を今度こそ加速する責任がある。**」
https://www.nikkei.com/article/DGXMZO66380760Y0A111C2SHF000

【（朝日新聞）「参院定数訴訟　国会の怠慢許した判決」2020/11/19】
「**国会の怠慢に助け舟を出すために、およそ理屈にならない理屈を繰り広げ、結果として司法の存在意義を自らおとしめた。**そう言うほかない。(略)反対意見を述べた３人のうち外交官出身の林景一裁判官は、「約３倍の格差をいわば『底値』として容認したものと受け取られかねない」と、多数意見を批判した。立法府の怠慢ぶりも厳しく指摘しており、はるかに説得力がある内容だ。
　懸念されるのは、国会が合憲判断に甘えて格差を放置することだ。**合区には限界や弊害があることからブロック制を導入する案などがかねて浮上している**が、政党の利害や思惑が絡んで進展しない。現有議席を「既得権益」として守る姿勢を改め、民意が正しく反映される制度に変えなければならない。」
https://www.asahi.com/articles/DA3S14700505.html?iref=pc_rensai_long_16_article

【（高知新聞）「抜本論議を放置するな」2020/11/20】
「１票の格差是正は、憲法の「法の下の平等」が求める投票価値の平等に基づく。それは民主主義の根幹をなす選挙制度の大前提である。(略)参院の独自性をどう立て直すかという**本質の議論が必要な時期はとうに来ているはずだ。**二院制の役割や位置付けをしっかり問い直した上で、改憲なり、ブロック制なりを含めた議論を進めるべきである。」
https://www.kochinews.co.jp/article/415218/

【（北海道新聞）「1票格差「合憲」 不断の是正が欠かせぬ」2020/11/20】
「**国会の対応は不十分との批判を込めた判決といえる。**国会は重く受け止め、参院の在り方を含めて選挙制度の抜本的な改革を進めるべきだ（略）**３倍の格差が許容されたわけではないのは明らかだろう。**国会がこれを相場として、格差是正を怠るようなことがあってはならない。**あくまでも１人１票の原則を追求し続ける責務がある。**」
https://www.hokkaido-np.co.jp/article/483420

【（京都新聞）「参院選格差判決　抜本改革の努力怠るな」2020/11/19】
「**これで司法のお墨付きが得られた訳ではない。**是正努力が不十分で、著しい不平等が続いているとして、15人の裁判官のうち３人が「違憲」とする反対意見を述べ、１人が「違憲状態」とした。重く受け止める必要がある。(略)参院の選挙制度改革を巡っては、自民党が憲法改正による合区解消を主張。公明党や野党はブロックごとの大選挙区制、比例代表制などを訴えているが、議論は平行線だ。**このままでは立法の不作為が問われかねない。**
　選挙制度は民主主義の根幹をなすものだ。各党は投票価値の平等の実現に向け、**合意形成への継続した努力が求められる。**」
https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/418107

【（中國新聞）「参院「1票の格差」合憲　是正の努力、なお続けよ」2020/11/19】
「だからといって、**３倍の格差をそのまま放置していいということにはなるまい。**憲法は法の下の平等を定める。有権者１人が投じる票の重みは本来等しくあるべきだ。**今回の最高裁判断は、格差是正に向けた努力を、国会に求めるものだろう。**」
https://www.chugoku-np.co.jp/column/article/article.php?comment_id=700929&comment_sub_id=0&category_id=142

【（沖縄タイムス）「［「1票の格差」判決］国会は抜本的見直しを」2020/11/19】
「憲法は「法の下の平等」を定める。投票権は民主主義の根幹となる権利であり、**住む地域によって、有権者が投じる１票の価値に不平等が生じてはならない。**合区導入以降、格差是正への国会の動きは鈍い。「平等」に向けた大幅な改善が見られない中、最高裁が合憲とするのは、**立法府への甘い判断と言わざるを得ない。**」
https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/665881

【（毎日社説）「安堵せず抜本改革議論を」2020/11/19】
「都道府県を選挙区としたままでは格差の拡大は避けられない。最高裁は近年、この仕組みを改めるよう求めている。**合区を重ねることには限界があるだけに、抜本的な改革がなければ、再び違憲状態と指摘されかねない。**(略)合憲判断に安堵(あんど)して、抜本改革に向けた議論を先送りしてはならない。」
https://mainichi.jp/articles/20201119/ddm/005/070/119000c

【（読売新聞）「参院１票の格差　改革の継続を促した最高裁」2020/11/21】
「だが、**現状のままでよいと最高裁が許容したわけではない。**判決は、「格差を再び拡大させないための方策の検討について、立法府の取り組みが大きく進展しているとは言えない」と強調した。(略)しかし、その後に講じた是正策は、埼玉選挙区の定数増などにとどまり、**抜本改革にほど遠い。**
　国会は合憲判断に安心して、改革の努力を怠ってはならない。」
https://www.yomiuri.co.jp/editorial/20201120-OYT1T50260/

最高裁判所裁判官国民審査

【１人１票賛成裁判官は４名を維持】
　昨年、1人１票賛成裁判官である山本庸幸裁判官が定年退官され、最高裁の裁判官の構成が変わりました。2020年判決で１人１票に賛成である旨明示した裁判官は、４名【①三浦守裁判官（意見）、②林景一裁判官（反対意見）、③宮崎裕子裁判官（反対意見）④宇賀克也裁判官（反対意見）】です。

次回国民審査対象の裁判官は以下の方々です。（2020.12月現在）各裁判官は、最高裁判決で１人１票に賛成か反対かの意見を表明されます。

（2020年12月現在）次回「国民審査」用
2020年最高裁判決での、各裁判官の意見
無印：１人１票に賛成　×：１人１票に反対

次回審査対象の裁判官（出身）敬称略	意見
宮崎　裕子（弁護士）	
深山　卓也（裁判官）	×
三浦　守（検察官）	
草野　耕一（弁護士）	×
宇賀　克也（学者）	
林　道晴（裁判官）	×
岡村　和美（行政官）	×

最高裁判所が、
「憲法は１人１票を要求している」
と判決すれば、１人１票は実現します。
国民は、１人１票反対の最高裁裁判官への
有効投票の過半数の不信任票（×印）で、
自らの手で、１人１票を実現できます。

切り抜き

この「切り抜き」を見ながら適法に投票できます。

図書室からのおすすめ

ちょっとトリビア　実は、1979年、ギンズバーグ米最高裁判事はロースクールのスター教授として、升永さんはロースクール生として、ともにコロンビアロースクールに在籍されていました！そのお二人が、今、それぞれの国で法律家として差別撤廃のために闘われています。

【映画】邦題「RBG 最強の85才」（原題「RBG」）

ルース・ベーダー・ギンズバーグ米連邦最高裁判事のドキュメンタリー映画。2018／98分

第91回アカデミー賞＜長編ドキュメンタリー賞＞＆＜歌曲賞＞2部門にノミネート。

【映画】邦題「ビリーブ 未来への大逆転」（原題：「On the Basis of Sex」）

（あらすじ）ルース・ベーダー・ギンズバーグ米連邦最高裁判事が、ハーバードロースクール生時代から大学教授時代の間に、若き法律家としてどのように差別と闘ってきたのか、また彼女を支えた夫との夫婦愛を描いた伝記映画。2018/120分

左側(２本)は、ともに、ルース・ベーダー・ギンズバーグ米連邦最高裁判事に関する映画作品で、１本目「RBG」はドキュメンタリー映画、２本目「On the Basis of Sex」は実話に基づく伝記映画です。

右側(２冊)は、昨年３月と９月に出版された、全国弁護士グループ代理人升永英俊弁護士の著書です。１人１票原則研究の第一人者である中村良隆名古屋大学大学院法学研究科特任講師の書評がWEB日評に掲載されています。一部抜粋して引用します。続きはwebで（https://www. web-nippyo.jp/18405/）ご覧くださいませ。

「読者諸兄姉は、一人一票の実現を訴える新聞広告を一度は目にしたことがあるのではないかと思われる。青色発光ダイオード訴訟の原告代理人としても有名な著者は、有志弁護士らとともに、2009年に「一人一票実現国民会議」というNPOを立ち上げ、最高裁判所の裁判官の国民審査のための情報として、判決において、どの裁判官が一人一票に賛成あるいは反対の意見を述べたかの情報を新聞の意見広告で提供するとともに、衆･参全国すべての選挙区で原告を立て、「一票の格差」を争う訴訟を行ってきた。・・(略)・・このように、オリジナリティーあふれる著者の見解を憲法の重層的構造の一例の発見として評価することができるとすると、「14条等に基づく人権論」が悪者であるかのように示唆するのは言い過ぎであろう。悪いのはこれまでの最高裁の先例とそれに基づく誤った思考のはずである。・・(略)・・」

上）【書籍】升永英俊著
「統治論に基づく人口比例選挙訴訟」
（日本評論社　2020.03）

下）【書籍】升永英俊著
「統治論に基づく人口比例選挙訴訟 Ⅱ」
（日本評論社　2020.09）

裁判レポート

【最高裁大法廷弁論レポート】

最高裁大法廷弁論期日：2020年10月21日（水）午後１時30分。快晴。暖か。

午前10時から山口邦明弁護士グループの弁論が行われ、午後１時30分から、全国弁護士グループの弁論が行われました。

コロナ禍ということもあり、サポーターの皆様の傍聴はいつもより少なかったのですが、原審原告代理人の弁護士の方々は全国から集まり、いつもどおり、意気揚々と弁論期日に臨まれました。

裁判所構内は、大法廷と同じフロアにある正面玄関からの広い通路部分や、ガラス窓に面した待合ロビーの大きな空間は、立ち入り禁止にされていました。

傍聴席は傍聴人間で距離が保たれるよう、一人置きで座るように設定され、使用禁止の椅子の背もたれには白いビニール袋がかけられていました。

原審原告側からは、升永英俊弁護士、久保利英明弁護士、伊藤真弁護士、原告本人、の４名が陳述されました。

原告本人の方の弁論の模様が、東京新聞桐山桂一論説委員の私説で紹介されました！下記URLにアクセスして是非ご一読下さい！

（2020.11.2掲載web記事はこちら）
https://www.tokyo-np.co.jp/article/65822?rct=opinion&fbclid=IwAR2HogQKEUNCjxV4guK16AJf9dcT5sToYo4_1w0KFMKWiJxc7I7h8VVL6ZQ

弁論された方々の陳述内容は、当国民会議サイトに全て公開されています。↓

（ https://www2.ippyo.org/?p=1388 ）

▲2020.10.21　参院選弁論前　@最高裁判所隣

弁論後の霞が関の司法記者クラブでの記者会見は、コロナ感染拡大防止のため、原告側で記者会見に参加したのは、代理人弁護士５名のみとなりました。

Justice:Ginsburg seated in her robe. By Supreme Court of the United States - Supreme Court of the United States (Source 2), Public Domain, https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=55329542

ルース・ベーダー・ギンズバーグ米連邦最高裁判事を偲んで

ルース・ベーダー・ギンズバーグ(Ruth Bader Ginsburg　1933年3月15日－ 2020年9月18日)米国の法律家。大学教授時代は弁護士として、その後は、米連邦控訴裁判所判事、米連邦最高裁判事(1993～2020)として、特に、性、人種による差別の撤廃に力を注いだ。

彼女はコロンビアロースクールを首席で卒業したが、ユダヤ人であること、女性であること、母であることによる差別により、法律事務所に就職できなかった。しかし、後に彼女は、同僚のオコナー米連邦最高裁判事（オコナー判事は、女性初の米連邦最高裁判事。ギンズバーグ判事は２人目)と、「私たちは、当時法律事務所に就職できなかったからこそ、今こうして連邦最高裁判事として存在する。」と語り、「人生ではしばしば、障害だと思っていたものが素晴らしい幸運だと分かることがある」と説く。

最高裁判事(９人)の中で最高齢になると、引退時期について尋ねられることが多くなった。彼女は、その都度、「全力で仕事ができなくなった時、私は退任する。今私は全力で仕事ができている。」と答えていた。彼女は、2020年5月の口頭弁論期日(感染症拡大防止措置のため電話システムによる)で精力的に質問し、6月30日言渡しの判決の多数意見を執筆している。2019～2020年度の年度末(６月)後、急激に体調を崩し、9月18日帰らぬ人となった。9月23日、米連邦最高裁で追悼式が行われ、同判事の棺は24日まで裁判所正面に安置され、一般の弔問を受けた。翌25日、棺は連邦議会議事堂に移され、そこでも追悼式と一般の弔問を受けた。連邦議会議事堂に棺が安置されるのは国の最大級の敬意を表すこととされ、女性ではローザ・パークスさん(公民権運動活動家)に次いで２人目で、公職にあった女性としては初めて。死後30日間は、半旗が掲げられ、米国は偉大な判事を追悼した。

彼女が米最高裁判事に就任して３年後、彼女にとって、最高裁判事として初めての男女差別に関する事件が最高裁に係属した(United States v. Virginia, 518 U.S. 515 (1996))。最高裁は、女子の入学を認めなかった男子士官学校(VMI)は、憲法修正第14条の平等保護条項に違反すると判決し、ギンズバーグ判事が多数意見を書いた。判決当時、同判決についての痛烈な批判も相次いだが、彼女は、「成り行きを見守りましょう。女性の卒業生がいることを誇りに思うようになるでしょう。」と答えていた。同判決から21年後、彼女はVMIに招かれて講演を行った。4,000人を超える聴衆は、同判決がVMIにもたらした繁栄について、同判事を大歓声で称えた。(VMIでの講演の動画：https://www.youtube.com/watch?v=6ZXRk6TlSvg)

"tzedek, tzedek tirdof"(Justice, Justice, shall you pursue." 正義、正義、私たちは追い求めなければならない。)ギンズバーグ判事の執務室に掲げられていたユダヤのことわざである。「そうすれば繁栄がもたらされる。」と続く。「裁判官は正義を追い求めた場合のみ繁栄する。」と彼女は語る。

【編集後記】

本紙編集員・１人１票実現サポーターTさんは、2019年3月、米国連邦最高裁に係属している選挙裁判の口頭弁論を傍聴され、敬愛するギンズバーグ米最高裁判事に法廷でご対面されました。同判事の訃報を受け、Tさんにコメントをいただきました。 Tさん「私の傍聴した選挙事件は、ギンズバーグ判事が2019年度の重要判決に選んだ事件でした。そのような重要な事件で、ギンズバーグ判事と同じ法廷で１時間過ごせたことは、私の一生の思い出です.この経験は、私の１人１票実現運動への活力源(宝)となります。日本で１人１票が実現した時、ギンズバーグ判事にその報告ができなくなり、とても残念です。

写真右）米連邦最高裁前で0.6票Tシャツを着るTさん

左）RBGTシャツを着るその友人

2019.3.26撮影

寄付のお願い

１人１票実現運動を成功させるためには、広く情報を国民に伝え続けることが重要です。意見広告掲載のための継続的なご支援をお願いいたします。
当国民会議へのご寄付は、確定申告により、税額免除を受けることができます。

この度、当国民会議サイトのバージョンアップに伴い、携帯電話からの寄付も可能になりました。下記に↓アクセスして、是非、ご支援をお願いいたします。
https://www.ippyo.org/bokin.html

認定NPO法人 一人一票実現国民会議　〒150-0031　東京都渋谷区桜丘町17-6　公式ホームページ：https://www2.ippyo.org
ツイッター公式アカウント：@hitori_ippyo　サポーターによる応援Facebookアカウント：http://www.facebook.com/hitori.ippyo